

使用前検査申請内容の変更について

東北電原技第7号

2022年3月30日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

平成22年12月17日付け東北電原技第9号をもって申請しました使用前検査申請書（平成23年3月11日付け東北電原技第12号，平成23年4月4日付け東北電原技第1号，平成27年7月24日付け東北電原技第5号および令和2年4月23日付け東北電原技第5号にて使用前検査申請書の変更について提出）の記載事項を変更しましたので，実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により次のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

女川原子力発電所 第2号機 原子炉本体

使用前検査申請番号

東北電原技 第 9号 (平成22年12月17日) ※1

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第1項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

東北電原技 第12号 (平成23年 3月11日) (1回目) ※2

東北電原技 第 1号 (平成23年 4月 4日) (2回目) ※2

東北電原技 第 5号 (平成27年 7月24日) (3回目)

東北電原技 第 5号 (令和 2年 4月23日) (4回目)

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

(変更前)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 (四号) 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時 (五号) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時 期 日 (四号) 自 平成23年 2月 3日 至 未 定 (五号) 未 定 場 所 女川原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	未 定

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 (四号) 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時 (五号) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時 期 日 (四号) 自 2023年 12月 至 2024年 2月 (五号) 2024年 4月 場 所 女川原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2024年 4月

2. 変更理由

工事の工程の変更に伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」および「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

以 上